

## 法務局における遺言書保管制度

自筆証書遺言は保管方法が自由なため、大切に保管した遺言書を相続人が発見できなかったり、遺言者自身が紛失してしまったりと保管上の問題があったことなどの理由により、自筆証書遺言を法務局で保管する制度が創設されました。

令和2年7月10日に施行となり、自筆証書遺言を作成した方は法務局に遺言書の保管を申請することができますようになります。

### ○ 遺言書の保管の申請

- ・保管の申請の対象となるのは、民法第968条の自筆証書によってした遺言(自筆証書遺言)に係る遺言書のみです。
- ・遺言書の保管の申請は、遺言者が法務局(遺言書保管所)に自ら出向いて行わなければなりません。

### ○ 遺言者による遺言書の閲覧, 保管の申請の撤回

- ・遺言者は、保管されている遺言書について、その閲覧を請求することができ、また、遺言書の保管の申請を撤回することができます。
- ・遺言者の生存中、遺言者以外の方は遺言書の閲覧等を行うことはできません。

### ○ 遺言書の保管の有無の照会及び相続人等による証明書の請求等

- ・遺言者が亡くなった後、相続人や受遺者らは全国にある法務局において、遺言書が保管されているかどうか調べる(遺言書保管事実証明書の交付請求)、遺言書の写し(遺言書情報証明書)の交付請求ができ、また、原本保管している法務局において遺言書の閲覧ができます。
- ・遺言書の閲覧や遺言書情報証明書の交付があると、法務局の遺言書保管官は、他の相続人等へ遺言書を保管している旨を通知します。

### ○ 遺言書の検認の適用除外

- ・遺言書保管所に保管されている遺言書については、家庭裁判所の検認が不要となります。

## 経営者の健康管理と事業の継続について

この7月24日に、信金中央金庫が全国の信用金庫の協力の下に実施している「全国中小企業景気動向調査」(有効回答数14,204社)の結果が発表されました。調査方法は、全国の信用金庫の調査員が共通の調査票により行う「聞き取り」です。この第171回では、特別調査として「経営者の健康管理と事業の継続について」と題した調査が行われています。

経営者の健康リスクについてはこれまで着目されることが少なく、厚生労働省が対策している過重労働問題やメンタルヘルスの問題も、従業員が対象となっているものです。

しかしながら中小企業では、経営者が一人で経営・労務管理・業務管理など何役もこなしていることが多く、経営者に病気や怪我など不測の事態が起こった場合には、事業継続も危ぶまれることとなります。

調査項目の「1週間あたりの労働時間」「健康診断を受ける頻度」に対し、労働時間では「40時間以上60時間未満(50.8%)」の回答が一番多いのですが、「60時間以上80時間未満」で23.6%、さらに「80時間以上100時間未満」が5.5%、なんと「100時間以上」の回答も2.0%あります。ちなみに100時間といえば、1週間フルに働いて一日当たり14.2時間以上の労働時間です。

また「健康診断を受ける頻度」は「1年に1回以上(84.1%)」が高い割合を占めていますが「10年以上受けていない」「受けたことが無い」という回答が合わせて2.9%ありました。

この調査報告書は「経営者の健康リスクを引き下げるための取り組みに注目し、引き続き調査していきたい」と締めくくられています。



## 日本は何位？世界で消費税の高い国・低い国ランキング

10月1日から消費税が10%に増税されましたが、日本の消費税は他の国に比べて高いのでしょうか。それとも低いのでしょうか。

消費税(付加価値税)の標準税率が高い国・低い国ベスト8

順位	高い国ベスト8		低い国ベスト8	
	消費税率	国名	消費税率	国名
第1位	27.0%	ハンガリー	5.0%	台湾、カナダ、ニウエ
第2位	25.0%	スウェーデン、デンマーク他	7.0%	シンガポール、タイ、パナマ
第3位	24.0%	ギリシャ、フィンランド他	7.5%	バハマ
第4位	23.0%	アイルランド、ポーランド他	7.7%	スイス
第5位	22.0%	イタリア、スロベニア他	8.0%	リヒテンシュタイン
第6位	21.0%	オランダ、スペイン、チェコ他	9.0%	フィジー
第7位	20.0%	イギリス、オーストラリア他	10.0%	日本、韓国、オーストラリア他
第8位	19.25%	カメルーン	12.0%	フィリピン、カザフスタン他

圧倒的にヨーロッパの税率が高く、特に北欧諸国が目立ちますが、医療費・教育費が無料、老後の生活保障など福祉制度が充実しています。また軽減税率が導入されている国もあります。その反面、ギリシャなど厳しい財政事情により増税せざるを得ない国もあります。

日本は消費税率が低い国の順位第7位という結果でしたが、意外な結果だったのではないのでしょうか。8%から10%に増税された税収は社会保障費(幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、年金生活者の支援給付金の支給など)に充てられます。

増税されたとはいえまだまだ財政不足ですので、将来、消費税が高い国ベスト8に日本が入る日がくるかもしれません。